

岡山県公報

発行
岡山県
岡山市山下二丁目4番6号
定価 1箇月2,330円

告 示 主 要 目 次

○保安林の解除予定	六六七	○臨港地区の区域の決定	六六七
○保安林の指定予定	六六七	○公共測量の実施	六六七
○漁船保険付保義務の消滅	六六七	○公共測量の終了	六六七
○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧	六六七	○大規模小売店舗の変更の届出の縦覧	六六七
○臨港地区内の分区の指定の変更	六六七	○平成十八年度岡山県公立学校長特別選考試験の実施	六九〇
○岡山県収入証紙売りさばき人の指定	六六七	○漁業調整委員会	六九〇
○字の区域・名称の変更	六六七	○水産動植物の採捕についての指示	六九二

告 示

●岡山県告示第五百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成十七年八月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 解除予定保安林の所在場所
苦田郡鏡野町羽出字ごころ上一九二六の六七、字高ヨコロ下一九三六の一〇
 - 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- 解除予定保安林の所在場所

- 一 解除予定保安林の所在場所
赤磐市大屋字鳥首七九三の二、八三九の四、北佐古田字中ノ佐古四八三の二、一一四の一、一一四七の二、一一四八の二、一一四九の三、一一五〇の二、一一五二の三から一一五二の五まで、一一五五の三、字奥一一五四の二、加賀郡吉備中央町上竹字ヲキ向一四七二の六、二三三三の七、二三三三の八
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
農道用地とするため

- 一 解除予定保安林の所在場所
高梁市中井町西方字トウゲ峠五二八三の一から五二八三の一四まで、字大成五二八四の五から五二八四の七まで、五二八五の四から五二八五の六まで、五二八六の四から五二八六の六まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

●岡山県告示第五百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成十七年八月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 保安林予定森林の所在場所
津山市加茂町山下字家ノ上九九、一〇〇、字花村一〇二、一〇四から一〇六まで、字別レ石一〇三の一、加茂町原口字ニタ又一一六〇の一、一一六〇の二、一一六一、字舟谷口一一六四、字舟谷一一六六から一一六九まで、一一八四の二、一一八四の三、字舟谷奥一一七〇の一
 - 二 指定の目的
水源のかん養
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●岡山県告示第五百三二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成十七年八月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市玉川町玉字味噌坪家ノ上九一九の二、九一九の四、九一九の六、字相坂尻九四〇、九四六の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●岡山県告示第五百三三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、平成十三年岡山県告示第四百二十九号（真鍋島加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成十七年八月二十日限り、消滅した。

平成十七年八月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

加入区 真鍋島加入区

●岡山県告示第五百四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年八月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 発起人の住所及び氏名

倉敷市児島唐琴三六―五三

倉敷市児島唐琴四一―五一

二 加入区

唐琴

毛利 憲八
越智 良一

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

唐琴漁業協同組合

四 縦覧期間

平成十七年八月二十三日から平成十七年九月六日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

●岡山県告示第五百五号

昭和四十二年岡山県告示第六百二二号（港湾法第三十九条第一項の規定による臨港地区内の分区の指定）で指定した臨港地区の分区のうち、牛窓港臨港地区に係る商港区及び漁港区の区域を変更した。

なお、分区及びその区域の図面は、岡山県土木部港湾課において縦覧に供する。

平成十七年八月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

●岡山県告示第五百六号

岡山県収入証紙条例（昭和三十九年岡山県条例第二十一号）第五条第一項の規定により岡山県収入証紙売りさばき人を平成十七年八月十八日付けで次のとおり指定した。

平成十七年八月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

●岡山県告示第五百七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地に係る字の区域・名称を同表下欄のように変更する旨津山市長から届出があった。

平成十七年八月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

上 欄		下 欄	
津山市一色三番	津山市一色字狐塚		
〃 〃 〃 〃 〃 〃			
〃 〃 〃 〃 〃 〃			
二四番から			
五〇番まで			
五五番から			
五九番から			

売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 場 所	
住 所	氏 名		
岡山県岡山市津島中二丁目一番一号	岡山大学生活協同組合 理事 保田 立二	岡山県岡山市津島中二丁目一番一号	

津山市一色	津山市一色字高八
〃〃〃〃	
〇〇五八番九	
〇〇五八番一	
〇〇五八番三	
〇〇五八番四	
津山市一色一〇七一番	津山市一色字北塔隱地
津山市南方中一三一二番	津山市南方中字シルクマレ
津山市南方中一三二六番	津山市南方中字濕汲レ
津山市南方中一三二八番	津山市南方中字長塔

上	欄	下	欄
鏡野町黒木二五九番一	鏡野町黒木字宮ノ上		
〃二六〇番			
鏡野町久田上原二二六番一	鏡野町久田上原字四郎峪		
〃二二七番二			
鏡野町河内一八七番五	鏡野町河内字才ノ谷		
鏡野町河内一八九番一	鏡野町河内字寺ノ上		
鏡野町河内八六〇番	鏡野町河内字堂ノ上江		
鏡野町河内九八四番四	鏡野町河内字青水下		
鏡野町河内九八七番六	鏡野町河内字山崎鼻		
〃一一九一番			
鏡野町河内一〇二〇番三	鏡野町河内字ツエ峪		
〃一〇二四番二			
鏡野町河内一一三一番一	鏡野町河内字上高下		
〃一一五〇番二			

平成十七年八月二十三日

上	真庭市西河内四番	欄	下	真庭市西河内字下峪	欄
新見市大佐小阪部一六七二番	新見市大佐小阪部字寺地	欄	新見市大佐小阪部字田ノ口	欄	欄
新見市大佐小阪部二〇四九番	新見市大佐小阪部字田ノ口	欄	欄	欄	欄
岡山県告示第五百十号	岡山県告示第五百十号	欄	岡山県告示第五百十号	岡山県告示第五百十号	欄
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の上欄に掲げる土地に係る字の区域・名称を同表下欄のように変更する旨真庭市長届出があった。	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の上欄に掲げる土地に係る字の区域・名称を同表下欄のように変更する旨真庭市長届出があった。	欄	岡山県知事 石 井 正 弘	岡山県知事 石 井 正 弘	欄
平成十七年八月二十三日	平成十七年八月二十三日	欄	欄	欄	欄

[illegible]

[illegible]

[illegible]

// // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // //

[illegible][illegible]

[illegible]

[illegible]

真庭市西河内 六六二番 六七〇番 六七三番 六七四番 六七四番 六七四番 六七五番 六七五番 六七六番 六七六番 一から まで	真庭市西河内 六六二番 六七〇番 六七三番 六七四番 六七四番 六七四番 六七五番 六七五番 六七六番 六七六番 一から まで	真庭市西河内 六六二番 六七〇番 六七三番 六七四番 六七四番 六七四番 六七五番 六七五番 六七六番 六七六番 一から まで	真庭市西河内 六六二番 六七〇番 六七三番 六七四番 六七四番 六七四番 六七五番 六七五番 六七六番 六七六番 一から まで
真庭市西河内字惣田	真庭市西河内字明見谷	真庭市西河内字三谷	

[illegible][illegible]

公 告

(四五) 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項の規定により、次のとおり臨港地区の区域を決定した。また、同条第八項の規定により、当該臨港地区の区域について、縦覧に供する。

平成十七年八月二十三日

牛窓港港湾管理者	岡山県
代表者	岡山県知事 石井正弘

- | | |
|-------|-------------|
| 一 地区名 | 牛窓港臨港地区 |
| 二 位 置 | 瀬戸内市牛窓町前島地区 |
| 三 区 域 | 別図のとおり。 |

(「別図」は省略し、岡山県土木部港湾課において一般の縦覧に供する。)

四 縦覧場所 岡山県土木部港湾課

(四七) 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、真庭市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十七年八月二十三日

岡山県知事 石井正弘

測量区域	測量の目的	測量の期間
真庭市上中津井地内 県営ほ場整備事業 中津井地区（平田工区）	公共測量（ほ場整備確定測量計画図作成）	平成十七年八月五日から 平成十八年三月十日まで

〔四七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、高梁市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十七年八月二十三日

岡山県知事 石井正弘

測量区域	測量の目的	測量の期間
高梁市備中町西山地域	公共測量（ほ場測量確定測量）	平成十七年七月二十八日から 平成十七年九月三十日まで

〔四八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、玉野市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成十七年八月二十三日

岡山県知事 石井正弘

測量区域	測量の目的	終了年月日
玉野市後閑地内	公共測量（地図作成業務）	平成十七年八月十日

〔四九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年八月二十三日

岡山県知事 石井正弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 岡山駅前第一市街地再開発ビル

所在地 岡山市駅前町一丁目八番

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名並びに届出者の住所及び氏名

- (1) 名称 岡山駅前第一ビル株式会社
住所 岡山市駅前町一丁目六一一
代表者の氏名 代表取締役 木原 文男
- (2) 名称 株式会社竹中工務店
住所 大阪府中央区本町四丁目一一一
代表者の氏名 代表取締役 竹中 統一
- (3) 氏名 福池 明
住所 岡山市野田屋町二丁目四一一
- (4) 氏名 寺坂 寿子
住所 岡山市七日市東町二一一七
- (5) 氏名 城 良太郎
住所 岡山市国富二丁目一三一二五
- (6) 氏名 原 健一
住所 岡山市清心町一七一五
- (7) 氏名 左達 英雄
住所 岡山市山崎二二五五六
- (8) 氏名 左達 博彦
住所 岡山市あけぼの町二九一一四
- (9) 氏名 藤岡喜久子
住所 倉敷市東町三一六
- (10) 氏名 長江 律子
住所 岡山市富田七二一四
- (11) 氏名 左達 淳子
住所 岡山市浜三七二一一
- (12) 氏名 左達 早苗
住所 東京都多摩市落川一三六一一
- (13) 氏名 左達 みどり
住所 東京都八王子市寺田町四三二
- (14) 氏名 岡本 義廣
住所 岡山市岩田町三一一五
- (15) 氏名 藤原 信雄
住所 岡山市野田五丁目一七一五
- (16) 名称 有限会社吉田商事
住所 岡山市駅前町一丁目八一二二
代表者の氏名 代表取締役 吉田 和夫
- (17) 氏名 高橋 澄代
住所 岡山市住吉町一丁目一〇六
- (18) 名称 株式会社テングヤ
住所 岡山市表町二丁目一三三

一 届出事項の概要

- | | | | | |
|---------|---------------------------------|-----------------|----|----|
| (19) | 代表者の氏名 | 代表取締役 | 高橋 | 澄代 |
| | 名称 | 星島商事株式会社 | | |
| | 住所 | 岡山市中央町九一二一 | | |
| (20) | 代表者の氏名 | 代表取締役 | 星島 | 通弘 |
| | 名称 | 株式会社岡山観光公社 | | |
| | 住所 | 岡山市清輝橋一丁目一三〇 | | |
| (21) | 代表者の氏名 | 代表取締役 | 岡 | 正光 |
| | 氏名 | 密木 | 健作 | |
| (22) | 住所 | 岡山市駅前町二丁目六一二 | | |
| | 氏名 | 木原 | 文男 | |
| (23) | 住所 | 岡山市駅前町二丁目八一五二〇三 | | |
| | 名称 | 有限会社キハラ | | |
| | 住所 | 岡山市駅前町二丁目八一五二〇一 | | |
| | 代表者の氏名 | 代表取締役 | 木原 | 文男 |
| 3 | 変更事項 | | | |
| | (変更前) | | | |
| | 大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名 | 株式会社ダイエー | | |
| | 代表取締役 | 蓮見 | 敏男 | |
| | (変更後) | | | |
| | 大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名 | 株式会社ダイエー | | |
| | 代表取締役 | 高橋 | 義昭 | |
| 4 | 変更年月日 | | | |
| | 平成十七年三月三十日 | | | |
| 一 | 届出年月日 | | | |
| | 平成十七年八月十一日 | | | |
| 一 | 縦覧の期間及び場所 | | | |
| 1 | 縦覧の期間 | | | |
| | 平成十七年八月二十三日から平成十七年十二月二十三日まで | | | |
| 2 | 縦覧の場所 | | | |
| | 岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局商工観光部地域産業課 | | | |
| 届出事項の概要 | | | | |
| 1 | 大規模小売店舗の名称及び所在地 | | | |
| | 名称 | 岡山駅前第一市街地再開発ビル | | |
| | 所在地 | 岡山市駅前町二丁目八番 | | |
| 2 | 届出者の名称、住所及び代表者の氏名並びに届出者の住所及び氏名 | | | |
| (1) | 名称 | 岡山駅前第一ビル株式会社 | | |
| | 住所 | 岡山市駅前町二丁目六一一 | | |
| | 代表者の氏名 | 代表取締役 | 木原 | 文男 |

- | | |
|------|-----------------------|
| (2) | 名称
株式会社竹中工務店 |
| (3) | 住所
大阪市中央区本町四丁目一―一三 |
| (4) | 代表者の氏名
代表取締役 竹中 統一 |
| (5) | 氏名
福池 明 |
| (6) | 住所
岡山市野田屋町一丁目四―一 |
| (7) | 氏名
寺坂 寿子 |
| (8) | 住所
岡山市七日市東町二―一七 |
| (9) | 氏名
城 良太郎 |
| (10) | 住所
岡山市国富二丁目一三―二五 |
| (11) | 氏名
原 健一 |
| (12) | 住所
岡山市清心町一七―一五 |
| (13) | 氏名
左達 英雄 |
| (14) | 住所
岡山市山崎一二五―六 |
| (15) | 氏名
左達 博彦 |
| (16) | 住所
岡山市あけぼの町二九―一四 |
| (17) | 氏名
藤岡喜久子 |
| (18) | 住所
倉敷市東町三一六 |
| (19) | 氏名
長江 律子 |
| (20) | 住所
岡山市富田七二―四 |
| (21) | 氏名
左達 淳子 |
| (22) | 住所
岡山市浜三七二―一 |
| (23) | 氏名
左達 早苗 |
| (24) | 住所
東京都多摩市落川一三六一―一 |
| (25) | 氏名
左達 みどり |
| (26) | 住所
東京都八王子市寺田町四三二 |
| (27) | 氏名
岡本 義廣 |
| (28) | 住所
岡山市岩田町三一―一五 |
| (29) | 氏名
藤原 信雄 |
| (30) | 住所
岡山市野田五丁目一七―一五 |
| (31) | 名称
有限会社吉田商事 |
| (32) | 住所
岡山市駅前町一丁目八―二一 |
| (33) | 代表者の氏名
代表取締役 吉田 和夫 |
| (34) | 氏名
高橋 澄代 |
| (35) | 住所
岡山市住吉町一丁目一〇六 |
| (36) | 名称
株式会社テングヤ |
| (37) | 住所
岡山市表町二丁目一―三三 |
| (38) | 代表者の氏名
代表取締役 高橋 澄代 |
| (39) | 名称
星島商事株式会社 |
| (40) | 住所
岡山市中央町九―二二 |

- 代表者の氏名 代表取締役 星島 通弘
- (20) 名称 株式会社岡山観光公社
- 住所 岡山市清輝橋一丁目一三〇
- 代表者の氏名 代表取締役 岡 正光
- (21) 氏名 密木 健作
- 住所 岡山市駅前町一丁目六一二
- (22) 氏名 木原 文男
- 住所 岡山市駅前町一丁目八一五―二〇三
- (23) 名称 有限会社キハラ
- 住所 岡山市駅前町一丁目八一五―二〇一
- 代表者の氏名 代表取締役 木原 文男
- 3 変更事項
- (変更前)
- 大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名 株式会社ダイエー
- 代表取締役 高橋 義昭
- (変更後)
- 大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名 株式会社ダイエー
- 代表取締役 樋口 泰行
- 4 変更年月日
- 平成十七年五月二十六日
- 二 届出年月日
- 平成十七年八月十一日
- 三 縦覧の期間及び場所
- 1 縦覧の期間
- 平成十七年八月二十三日から平成十七年十二月二十三日まで
- 2 縦覧の場所
- 岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局商工観光部地域産業課
- 一 届出事項の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 中央会館
- 所在地 岡山市中山下一丁目六一四五―三〇一
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
- (1) 名称 中央会館株式会社
- 住所 岡山市中山下一丁目六一四五―四〇一
- 代表者の氏名 代表取締役 八名 佼子
- (2) 名称 株式会社ダイエー
- 住所 神戸市中央区港島中町四丁目一番一
- 代表者の氏名 代表取締役 樋口 泰行

- 3 変更事項
- (変更前)
- 1 大規模小売店舗を設置する法人の代表者の氏名 株式会社ダイエー 代表取締役 蓮見 敏男
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名 株式会社ダイエー 代表取締役 蓮見 敏男
- (変更後)
- 1 大規模小売店舗を設置する法人の代表者の氏名 株式会社ダイエー 代表取締役 高橋 義昭
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名 株式会社ダイエー 代表取締役 高橋 義昭
- 4 変更年月日
- 平成十七年三月三十日
- 二 届出年月日
- 平成十七年八月十一日
- 三 縦覧の期間及び場所
- 1 縦覧の期間
- 平成十七年八月二十三日から平成十七年十二月二十三日まで
- 2 縦覧の場所
- 岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局商工観光部地域産業課
- 一 届出事項の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 中央会館
- 所在地 岡山市中山下一丁目六一四五―三〇一
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
- (1) 名称 中央会館株式会社
- 住所 岡山市中山下一丁目六一四五―四〇一
- 代表者の氏名 代表取締役 八名 佼子
- (2) 名称 株式会社ダイエー
- 住所 神戸市中央区港島中町四丁目一番一
- 代表者の氏名 代表取締役 樋口 泰行
- 3 変更事項
- (変更前)
- 1 大規模小売店舗を設置する法人の代表者の氏名 株式会社ダイエー 代表取締役 高橋 義昭
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名 株式会社ダイエー 代表取締役 高橋 義昭
- (変更後)

- 1 大規模小売店舗を設置する法人の代表者の氏名 株式会社ダイエー 代表取締役 役 樋口 泰行
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名 株式会社ダイエー 代表取締役 樋口 泰行
- 4 変更年月日 平成十七年五月二十六日
- 二 届出年月日 平成十七年八月十一日
- 三 縦覧の期間及び場所 平成十七年八月二十三日まで
- 2 縦覧の場所 岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局商工観光部地域産業課
- 一 届出事項の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 天満屋岡山店・ロッツ店 所在地 岡山市表町二丁目一番一号ほか
 - 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 株式会社天満屋 住所 岡山市表町二丁目一番一号
 - 代表者の氏名 代表取締役社長 伊原木隆太
 - (2) 名称 株式会社ロッツ 住所 岡山市中山下一丁目一番五四号
 - 代表者の氏名 代表取締役社長 高西 宏昌
 - 3 変更事項 (変更前)
 - (1) 駐車場の位置 第一駐車場ほか十三箇所
 - (2) 駐車場の自動車の出入口の数 二十一箇所 (変更後)
 - (1) 駐車場の位置 第一駐車場ほか十四箇所
 - (2) 駐車場の自動車の出入口の数 二十四箇所
 - 4 変更年月日 平成十七年十一月二十日
 - 二 届出年月日 平成十七年八月十一日
 - 三 縦覧の期間及び場所 平成十七年八月二十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市役所経済局商工観光部地域産業課

教育委員会

●岡山県教育委員会公告

平成十八年度岡山県公立学校長特別選考試験を次のとおり実施する。

平成十七年八月二十三日

岡山県教育委員会

1 試験種別及び採用候補者見込数

公立高等学校長(若干名)

2 受験資格

次のすべての項目に該当する者であること。

(1) 日本国籍を有する者

(2) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九条及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条に規定する欠格条項に該当しない者

(3) 昭和二十三年四月二日から昭和二十九年四月一日までに出生した者

(4) 平成十七年九月末日現在において、民間企業等における実務経験が十五年以上ある者

3 試験の方法

(1) 一次試験

書類選考

(2) 二次試験

一次試験の結果により二次試験の受験資格を得た者に通知する。

4 出願書類の受付期間

平成十七年十月七日(金曜日)から同年十月二十一日(金曜日)まで

郵送の場合は、同月二十一日(金曜日)の消印のあるものまで有効

5 出願書類の提出先

岡山県教育庁教職員課高校教育人事班(岡山市内山下二丁目四番六号)

6 その他

(1) 受験手続その他詳細については、岡山県教育庁教職員課に問い合わせること。

電話(〇八六)二二六―七五八二

(2) 所定の受験申込書等は、平成十七年八月二十三日(火曜日)から同年十月十四日(金曜日)まで岡山県教育庁教職員課において交付する。

漁業調整委員会

●岡山海区漁業調整委員会指示H十七第四号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、資源保護のため、水産動物の採捕について、次のとおり指示する。
 平成十七年八月二十三日

岡山海区漁業調整委員会
 会長 奥野 雄二

- 一 禁止する水産動物の種類
 まだこ
- 二 禁止する漁法
 すべての漁法
- 三 禁止区域
 倉敷市と玉野市の境界から玉野市大槌島の高見通し線以西と倉敷市下水島南西端から丸亀市手島高ノ越北西端見通し線以东の岡山県海面
- 四 禁止期間
 九月一日から九月三十日まで
- 五 指示の期間
 平成十七年八月二十七日から平成二十年八月二十六日まで（三年間）



〔四〕平成十七年七月二十六日岡山県教育委員会規則第十九号（岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部改正）に誤りがあった。

公報頁・行	誤	正
五九九・終わり から四 〃・終わり から二	美作市倉田五八一 美作市倉田五八一	美作市三倉田五八一 美作市三倉田五八一